

新潟市北区郷土博物館 概要

1. 基本構想

活動趣旨 縄文時代からこの地方で生活してきた先人たちは、厳しい自然に適応し、利用し、闘うなかで文化や産業を形成してきた。わたしたちはこれらの重要な文化遺産を収集し、保存展示することによって郷土の歩みをみつめ、より豊かな生活の創造をめざし、未来に向かって郷土を考える市民のための博物館とする。

テーマと機能的役割 そのために次ぎに掲げるテーマと機能的役割を設定する。

- (1)「北区の歴史と文化」をテーマとし、郷土色豊かな博物館とする。
- (2)北区は新潟砂丘列が発達し、越後平野の典型的な構造を示している。そのため、常設展示は、「阿賀北の大地と人々の暮らし」をテーマとし、収蔵資料や指定文化財等を有効に活用し、子どもたちをはじめ、区民が地域の大地や歴史文化、伝統を理解・共有し、北区の魅力を再発見できるようなものとする。
- (3)市民の生涯学習の一大拠点とし、多様な文化的欲求や関心に応え、教養の場、憩いの場を提供する。
- (4)郷土の理解、認識を踏まえ、新たな時代に向けて展望をきりひろくためのイマジネーションをかきたてる空間とする。
- (5)学校教育、各分野の研究者、県内外の来訪者に対する情報提供を行う。

常設展示 → 常設展示室

常設展示室 「阿賀北の大地と人々の暮らし」

企画展示 → 特別展示室(集会室)、ホール

常設展ではいいつくせなかった部分や、さらに深く取り組む必要のあるテーマについては、学芸活動の蓄積を背景に歴史、美術工芸展示を行う。

また、市民各層の自発的研究、学習成果の発表の場、小音楽会、市民ギャラリーとしても活用する。

普及活動 → 集会室(特別展示室)、ホール

講演会、体験教室、講座、見学など幅広い年齢層を対象に、郷土を総合的に学習する。

また、展示についての質問や収蔵資料の研究、郷土史関連図書の閲覧など学習の相談に応じるとともに情報提供を行う。さらに、博物館の良きパートナーとなる各サークル活動を積極的に支援し、次世代と郷土のために相互協力して事業を行う。

収集・保存 → 郷土資料収蔵庫

考古、民俗、歴史、美術工芸など郷土の貴重な遺産を収集保存する。企画展示などで逐次公開する。

調査・研究 → 事務室、図書室、収蔵室

博物館の基盤となる活動で、収蔵資料の調査研究を分野ごとに計画的に継続し、その成果を出版や企画展示など教育活動を通じて公開する。このことにより調査研究の質的向上と資料の充実を計る。

2. 施設の概要

本館

創立 昭和43年11月3日(旧葛塚農商学校校舎)

新館竣工 昭和55年5月8日

鉄筋平屋建て一部高床式 敷地面積 2,684㎡ 建築面積 1,123㎡

開館 昭和56年3月28日 常設展示「福島潟と人々の暮らし」

リニューアルオープン 平成10年7月2日 常設展示「一書聖一弦巻松蔭の世界」

所在地 新潟市北区嘉山3,452番地

TEL 025-386-1081 FAX 025-388-6290

開館時間 9:00~17:00 入館料 無料

休館日 毎週月曜日、祝日の翌日、12/28~1/3

横井の丘ふるさと資料館(分館)

開館 平成16年4月13日

旧横井小学校特別教室 木造2階建て231.86㎡

展示内容 (1F) 「原始・古代」、「水との闘い」、「木崎村小作争議」
「葛塚縞手織りの会実演・体験」

(階段・踊場) 「学校の移り変わり」、「担ぐ・包む体験コーナー」

(2F) 「民具で知る昔の暮らし」

入館方法 見学者は木崎保育園で記帳の上、鍵を借りる。

収蔵庫(合併建設計画)

竣工年月日 平成23年3月31日

建築面積 541.29㎡

延床面積 586.18㎡

第1収蔵室 267.45㎡ 第2収蔵室 122.55㎡(空調、窒素消化設備)

資料整理作業室 80.55㎡

3. 北区郷土博物館収蔵資料一覧 総計 約47,280点(平成27年3月31日)

資料区分	内 容	数 量
(1) 考 古 資 料	・鳥屋遺跡他(畠山コレクション)	約220箱 コンテナ(30×35×5cm)
(2) 民 俗 資 料	・福島潟民俗資料など	3,480点
(3) 山口賢俊コレクション (民俗資料)	・郷土玩具	297点
	・調査ネガフィルム	741点
	・8mm テープ	92点
	・資料ノート・綴り	122点
	・スケッチ・調査写真集	35点
	計	1,287点
(4) 歴 史 資 料	・佐藤家・倉島家など 60件	32,333点
	・未整理約11箱	約3,000点
	計	36,110点
(5) 純 粋 芸 術	・高野常与志作品(日本画)	21点
	・星野楚人作品(日本画)	29点
	・羽田信彌作品(木版画)	38点
	・五十嵐道雄(水彩画)	26点
	・月岡貞夫絵本原画	16点
	・齊藤満栄・長沢明など	100点
	計	246点
(6) 彫 刻	高橋清・本間公司など	10点
(7) 工 芸	・太丘焼	58点
	・川嶋宣彦など	7点
	計	65点
(8) 書 跡	・竹内風聲コレクション (上田桑鳩作品)	151点 (作品75点,書簡76点)
	・小黒五稜作品	23点
	・遠藤七郎など	69点
	計	243点
(9) 弦巻松蔭コレクション	・作 品(二次資料含む)	294点
	・コレクション(文房具他)	4,759点
	計	5053点
(10) 写真資料(パネル等)	・人文関係	734点
(11) 岩石・化石		30点

4. 新潟市北区の指定文化財一覧

区分	NO.	種別	名 称	員数	指定年月日	所有者・管理者
県	1	天	高森の大ケヤキ	1	S31. 3. 23	稲荷神社(高森)
市	1	民芸	他門の神楽	1	S38. 1. 12	他門神楽保存会
市	2	民芸	嘉山の神楽	1	S38. 1. 12	嘉山神楽保存会
市	3	民芸	内島見の神楽	1	S38. 1. 12	内島見神楽保存会
市	4	民芸	葛塚盆踊り	1	S38. 1. 12	豊栄郷土民謡保存会
市	5	民芸	内沼獅子舞	1	S38. 1. 12	内沼獅子舞保存会
市	6	民芸	高森の神楽	1	S38. 1. 12	高森いざや神楽保存会
市	7	民芸	正尺の神楽	1	S40. 7. 15	正尺神楽保存会
市	8	民芸	長場の神楽	1	S43. 5. 3	長場神楽保存会
市	9	歴資	豊栄市役所文書	6834	S46. 8. 30	北区郷土博物館
市	10	歴資	佐藤家文書	3112	S46. 8. 30	北区郷土博物館
市	11	古	倉嶋家文書	677	S48. 6. 18	北区郷土博物館
市	12	工	赤絵花菱唐草文灯笼	1 対	S58. 3. 31	上宮社(太子堂)
市	13	工	墨絵金彩武者絵深鉢	1	S58. 3. 31	北区郷土博物館
市	14	考	市内遺跡出土品	72	S58. 3. 31	北区郷土博物館
市	15	考	鳥屋遺跡発掘調査出土品	1 括	S59. 4. 1	市文化財センター
市	16	考	上黒山遺跡出土品	1 括	S59. 4. 1	北区郷土博物館
市	17	歴資	北辰隊関係資料	132	H 9. 3. 31	北区郷土博物館
市	18	歴資	木崎小作争議関係資料	675	H 9. 3. 31	北区郷土博物館
市	19	有民	福島潟民俗資料	401	H 9. 3. 31	北区郷土博物館
市	20	天	大久保の大ケヤキ	1	H12. 5. 26	神明社(大久保)
市	21	建	法淳寺本堂	1	H13. 11. 3	法淳寺(濁川)

区分	NO.	種別	名 称	員数	指定年月日	所有者・管理者
市	22	考	葛塚遺跡出土 朱塗り線刻人物画土器	1	H14. 3. 8	市文化財センター
市	23	歴資	下興野新田絵図	4	H17. 3. 18	北区郷土博物館
市	24	工	色絵金彩梅鶯松蟬図花瓶	1 対	H17. 3. 18	北区郷土博物館
市	25	工	染付藻魚図平鉢	1	H17. 3. 18	北区郷土博物館
市	26	古	寛政二庚戌年 福島瀉絵図	1	H17. 3. 18	照善寺(嘉山1) 博物館寄託資料
市	27	歴資	綿向神社勧請石柱	1	H17. 3. 18	内沼神社(内沼)

*種別について

天→天然記念物、民芸→民俗芸能、古→古文書、工→工芸、考→考古、歴資→歴史資料、有民→有形民俗文化財、建→建造物

5. 新潟市北区の国登録有形文化財

NO.	種別	名 称	員数	登録年月日	所有者・管理者
1	建	太古山日長堂 主屋・仏蔵	2 棟	H12. 4. 28	(財)太古山日長堂 (新崎2)
2	建	内島見観音堂・仁王堂	2	H19. 12. 5	宗教法人養福寺 内島見自治会
3	建	石動神社本殿・拝殿	2	H20. 7. 8	宗教法人 石動神社
4	建	古峯神社本殿	1	H20. 7. 8	宗教法人 石動神社 古峯葛塚講中
5	建	稲荷神社本殿・拝殿及び幣 殿・神輿庫	3	H20. 7. 8	宗教法人 稲荷神社
6	建	開市神社拝殿	1	H20. 7. 8	宗教法人 稲荷神社

6. 北区郷土博物館関係法律・条例・組織規則

○博物館法(抜粋)

昭和26年12月1日

法律第285号

(定義)

第2条 この法律において「博物館」とは、歴史、芸術、民俗、産業、自然科学等に関する資料を収集し、保管(育成を含む。以下同じ。)し、展示して教育的配慮の下に一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資するために必要な事業を行い、あわせてこれらの資料に関する調査研究をすることを目的とする機関(社会教育法による公民館及び図書館法(昭和25年法律第118号)による図書館を除く。)のうち、地方公共団体、一般社団法人若しくは一般財団法人、宗教法人又は政令で定めるその他の法人(独立行政法人(独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。第29条において同じ。)を除く。)が設置するもので次章の規定による登録を受けたものをいう。

○新潟市北区郷土博物館条例(抜粋)

平成16年12月24日

条例第50号

(事業)

第2条 博物館は、前条第1項に規定する目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 北区の考古、歴史、民俗、美術等に関する資料(以下「資料」という。)の収集、保管及び展示に関すること
- (2) 資料の調査研究及びその成果の公開に関すること
- (3) 前2号に掲げるもののほか、博物館の目的を達成するために必要な事業

○新潟市行政組織規則(抜粋)

(委員会等の事務の補助執行)

第57条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条の7の規定により市長と各委員会との協議により文化スポーツ部長、文化スポーツ部歴史文化課の職員、総務部IT推進課の職員、区役所の職員が補助執行する各委員会の事務は、次に掲げるとおりとする。

(1)～(7),(9) -略-

- (8) 北区役所地域課の職員が補助執行する教育委員会の事務 北区郷土博物館の管理及び運営に関する事項

○新潟市区役所組織規則(抜粋)

(機関の分掌事務)

第6条 第3条第1項に規定する機関(福祉事務所を除く。)及び第4条第1項に規定する福祉事務所の課の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。

北区郷土博物館

- (1) 考古、歴史、民俗、美術等に関する資料(以下この項において「資料」という。)の収集、保管及び展示に関する事項
- (2) 資料の調査及び研究に関する事項
- (3) 文化財(埋蔵文化財を除く。)の調査、保存及び活用に関する事項
- (4) 北区郷土博物館の利用に関する事項
- (5) 博物館協議会に関する事項
- (6) 北区郷土博物館の施設及び設備の維持管理に関する事項
- (7) 横井の丘ふるさと資料館の維持管理に関する事項
- (8) その他北区郷土博物館の設置の目的を達成するために必要な事業に関する事項